

資料 I

① 現在の定款	資 1
② 会員	資10
③ 歴代会長等	資12
④ 一般会計の推移	資13

資料 I ① 現在の定款

制 定	昭和33年9月 8日
改 正	昭和34年7月20日
	昭和39年7月11日
	昭和40年7月13日
	昭和43年6月15日
	昭和46年6月 1日
	昭和57年8月 3日
	平成11年6月11日
	平成14年7月29日
	平成15年6月24日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本海難防止協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関する事項の調査研究、周知宣伝その他海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関し必要な事業を行い、もって船舶の航行安全及び船舶等による海洋の汚染の防止に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関する調査研究及びその受託
- (2) 海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関する周知宣伝
- (3) 海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関する資料・統計等の収集、分析及び整理
- (4) 海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関する広報誌等出版物の刊行
- (5) 海難防止及び船舶等による海洋の汚染の防止に関する事項の政府その他に対する建議
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の4種とし正会員をもって社員とする。

- (1) 正 会 員 海事に関係を有し、本会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 協力会員 本会の事業を後援するため入会した団体又は個人

- (4) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で理事会の議決を経て総会において承認された者

(入 会)

第6条 正会員及び賛助会員並びに協力会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 正会員及び賛助会員の入会は、理事会の議決を経て別に定める基準により理事会においてその可否を決定するものとし、協力会員の入会は、会長が可否を決定するものとする。

3 第1項の会員にあつては、団体の代表者として本会に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

5 前項の変更届の内容については別に定める。

6 入会の可否が決定され次第、会長は、書面をもって遅滞なく本人に通知するものとする。

(会費の納入等)

第7条 正会員及び賛助会員並びに協力会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。協力会員は、別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に理事会又は総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(権利等の喪失)

第11条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失う。

2 前項に定める者は、すでに納入した会費その他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事長 1名
- (4) 専務理事 1名
- (5) 常務理事 3名以内
- (6) 理事 30名以上35名以内(会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事を含む。)
- (7) 監事 1名以上3名以内

2 前項第2号の副会長は、必要に応じて総会の議決を経て置く。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員(団体にあつては指定代表者)の中から選任する。ただし、理事のうち7名以内及び監事のうち1名以内を正会員以外の者から理事会の議決を経て、選任することができる。

- 2 会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の互選による。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があつたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その会務を統理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、本会の会務を総理し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、本会の会務を掌理する。理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の会務を処理する。
- 6 専務理事は、事務局長の職務を兼任する。
- 7 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、業務を執行する。
- 8 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員の補欠により選任された役員又は期の途中から理事に就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員が辞任したとき又は、任期満了後において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

(顧問)

第18条 本会に、顧問を3名以内置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は総会、理事会、委員会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第15条第1項、第17条第2項の規程を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

5 顧問が、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、その他顧問としてふさわしくない行為があると認められるときは、会長は、委嘱を解くことができる。

第4章 総会

(総会の種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の要請があつ

たとき。

- (3) 第14条第8項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき、又は監事が召集したとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、第14条第8項第4号の規程により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規程による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において出席正会員のうちから選出する。

(総会の定足数等)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議事)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事について、会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、本会の業務に関し、理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項のうち執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第14条第8項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき又は監事が召集したとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、第14条第8項第4号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれを努める。

(理事会の定足数等)

第34条 理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 常任理事会

(常任理事会)

第35条 会務の円滑な執行のため、常任理事会を設置する。

2 常任理事会は、会長、副会長、理事長、専務理事及び常務理事をもって構成し、会長が認めたとき招集する。

3 常任理事会の議長は、会長がこれを務める。

4 監事は、本会の業務に関し常任理事会に出席し意見を述べることができる。

(常任理事会の議決事項)

第36条 常任理事会は次の事項を議決する。

- (1) 理事会によって委任された事項
- (2) 理事会を開くいとまがない場合における会務執行に関する緊急事項

- 2 前項第1号の議決事項は、次の理事会において報告しなければならない。
- 3 第1項第2号の議決事項は、次の理事会において承認を得なければならない。
(常任理事会の定足数等)

第37条 常任理事会については、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「常任理事会」及び「常任理事会を構成する理事」と読み替えるものとする。

第7章 委員会

(委員会)

- 第38条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。
- 2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
 - 3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第39条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入
- (6) 本会所有のその他の動産及び不動産

(財産の管理)

第40条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、別に定める。

(経費の支弁)

第41条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。ただし、暫定予算は、本予算が成立するまでとする。

- 2 前項の収入支出は、当該年度の予算が新たに成立した場合は、当該年度の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成する。

2 前項の書類は、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に届け出なければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第45条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業年度)

第46条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第48条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、国土交通大臣の認可を得て解散する。解散の開始の時期は、国土交通大臣の認可が下りた日とする。

(残余財産の処分)

第49条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、国土交通大臣の許可を得て本協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、本会の事務局を統括する。
- 4 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。これら書類等は、事務局長がこれを管理する。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (9) 理事及び監事の履歴書
 - (10) 職員の名簿及び履歴書
 - (11) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならぬ。

第11章 補 則

(細 則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則(省略)

資料 I ② 会員

設立時の正会員 (昭和33.8.1)	現在の正会員 (平成20.6.10)	設立時の正会員 (昭和33.8.1)	現在の正会員 (平成20年.6.10)
<p>【正会員】(計52)</p> <p>〔海運〕(10) 日本船主協会 日本定期船協会 日本港湾交通船協会 日本タンカー協会 全国油槽船海運組合連合会 全国海運組合連合会 日本港運協会 日本国有鉄道 近海汽船協会 近海タンカー協会</p> <p>〔水産・漁業〕(9) 大日本水産会 全国漁業協同組合連合会 日本鯉鮪漁業協同組合 連合会 日本鯉鮪業者協会 日本遠洋底曳網漁業協会 日本機船底曳網漁業協会 日本捕鯨協会 日本鮭鱒漁業協同組合 北海道機船底曳網漁業 協会</p> <p>〔造船〕(5) 日本造船工業会 日本造船関連工業会 漁船協会 日本船用発動機 日本海事協会</p>	<p>【正会員】(計56)</p> <p>〔海運〕(6) (社)日本船主協会 (社)日本旅客船協会 全国内航タンカー海運組合 全国海運組合総連合会 (社)日本港運協会 日本内航海運組合総連合会</p> <p>〔水産・漁業〕(4) (社)大日本水産会 全国漁業協同組合連合会 (財)中央漁業操業安全協会 (社)海洋水産システム協会</p> <p>〔造船〕(4) (社)日本造船工業会 (社)日本船用工業会 (財)日本海事協会 日本小型船舶検査機構</p>	<p>〔港湾・気象〕(4) 港湾協会 漁港協会 気象協会 全国港湾荷役振興協会</p> <p>〔保険〕(5) 日本損害保険協会 日本船主責任相互保険組合 漁船保険中央会 全日本木船相互保険組合 日本木船相互保険組合</p> <p>〔海員〕(10) 全日本海員組合 海洋会 全国商船学校十一会 日本船長協会 日本船舶機関士協会 日本水先人協会 漁船機関士協会 日本航海学会 大洋同志会 日本船渠長協会</p> <p>〔通信〕(1) 全国漁業無線協会</p>	<p>〔港湾・気象〕(3) (社)日本港湾協会 (社)全国漁港漁場協会 (財)日本気象協会</p> <p>〔保険〕(3) (社)日本損害保険協会 日本船主責任相互保険組合 漁船保険中央会</p> <p>〔海員〕(10) 全日本海員組合 (社)海洋会 (社)全日本船舶職員協会 (社)日本船長協会 (社)日本船舶機関士協会 日本水先人会連合会 (社)日本航海学会 (財)日本船渠長協会 (財)日本船舶職員養成協会 (財)海技振興センター</p> <p>〔通信〕(1) (社)全国漁業無線協会</p>

設立時の正会員 (昭和33.8.1)	現在の正会員 (平成20.6.10)	現在の賛助会員・協力会員(平成20.6.10) (設立当時は、賛助会員・協力会員がない)	
<p>〔その他〕(8)</p> <p>海上保安協会 日本海事振興会 日本海事検定協会 検定新日本社 日本貨物検数協会 日本海員液済会 全日本検数協会 日本海事補佐人会</p>	<p>〔海難防止団体等〕(8)</p> <p>(社)北海道漁船海難防止・水難救済センター (財)日本海洋レジャー安全・振興協会 (社)東京湾海難防止協会 (社)日本海海難防止協会 (社)伊勢湾海難防止協会 (社)神戸海難防止研究会 (社)瀬戸内海海上安全協会 (社)西部海難防止協会</p> <p>〔その他〕(17)</p> <p>(財)海上保安協会 (財)日本海事広報協会 (社)日本海事検定協会 (財)新日本検定協会 (社)日本貨物検数協会 (社)日本海員液済会 (社)全日本検数協会 (財)マラッカ海峡協議会 (独)海上災害防止センター (財)日本水路協会 (財)日本航路標識協会 (社)マリーナ・ビーチ協会 (財)日本船員厚生協会 石油連盟 本州四国連絡高速道路株式会社 東日本高速道路(株)関東支社 十五日会</p>	<p>【賛助会員】(59)</p> <p>日本郵船(株) (株)商船三井 川崎汽船(株) 鶴見サンマリン(株) 広島タンカー(株) 上野トランステック(株) パシフィック・マリタイム(株) (財)海技資格更新協力センター 日本サルヴェージ(株) (株)ゼニライトプライ 三菱商事(株)天然ガス事業第一・第二本部 日本LPガス協会 (株)ネオス (株)エクセノヤマミズ (株)タイホーコーザイ 上野マリン・サービス(株) 国際化工(株) 羅臼漁業協同組合 但馬漁業協同組合 東京湾横断道路(株) (株)日本海洋科学 中央復建コンサルタンツ(株) (株)エム・オー・マリンコンサルティング イー・アンド・イーソリューションズ(株) 伊勢湾防災(株) (社)全国遊漁船業協会 いであ(株) (株)五光製作所 商船三井客船(株) 新和海運(株) (株)吉田組 シバタ工業(株)東京支社</p>	<p>(社)日本水難救済会 (株)緑星社 (株)海 東亜建設工業(株) 屋形船東京都協同組合 東京電力(株) 北陸電力(株) 山和マリン(株) 東京ガス(株) 中国電力(株) 若築建設(株) 東洋建設(株) 五洋建設(株) (株)不動テトラ 日本無線(株) (株)小島組 (社)日本海運集会所 (株)海洋開発技術研究所 (株)水圏化学コンサルタント 三井造船(株) (株)シンコー (株)NAVTEC 内外地図(株) RoRo Line Ltd. (株)日立プラントテクノロジー 住友電気工業(株) 中電技術コンサルタント(株)</p> <p>【協力会員】(195)</p>

資料 I ③ 歴代会長等

(注) 当協会は歴代多くの職員により支えられてきたが、ここでは当協会を代表し又は代表代理となる会長、副会長及び理事長の氏名のみ掲載した。

○会長

昭和33年8月1日～昭和34年2月11日	小泉秀吉
昭和34年5月29日～昭和43年5月24日	佐々木周一
昭和43年5月24日～平成2年10月27日	児玉忠康
平成3年2月1日～平成11年5月21日	寺井久美
平成11年5月21日～	友國八郎

○副会長

昭和33年8月1日～昭和44年1月19日	滝山敏夫
昭和53年8月1日～昭和59年5月25日	土屋研一

○理事長

昭和33年8月1日～昭和42年6月15日	三村令二郎
昭和42年6月15日～昭和51年10月29日	森 巖夫
昭和51年10月29日～昭和59年5月25日	猪口猛夫
昭和59年6月15日～昭和60年7月4日	横田不二夫
昭和60年7月4日～平成元年5月23日	沼越達也
平成元年5月23日～平成3年5月23日	野呂 隆
平成3年5月23日～平成5年5月27日	長岡宏二
平成5年5月27日～平成7年6月30日	筒井博司
平成7年6月30日～平成9年7月31日	奥西 勝
平成9年9月26日～平成12年9月5日	富田長治
平成12年9月5日～平成15年7月1日	増田卓爾
平成15年7月1日～	松浦道夫

資料 I ④ 一般会計の推移 (5年ごとの年度会計を掲載)

年度	33	38	43	48	53	58	63	5	10
収入の部									
会費収入	3,850,000	6,780,000	6,313,500	12,792,500	14,907,000	25,077,500	31,223,100	37,186,000	34,139,000
基金運用収入	0	0	37,201,213	87,029,135	104,845,730	112,284,860	83,595,117	68,771,060	39,317,966
助成金等収入	27,385,059	57,402,751	66,991,336	116,137,000	234,222,000	282,746,000	339,120,000	882,897,210	436,419,375
受託事業収入	0	0	0	61,382,000	131,143,333	324,064,000	320,651,000	682,728,033	295,517,330
負担金収入	900,000	0	0	4,200,000	52,132,994	13,992,000	15,410,000	212,811,467	5,260,000
特定預金取崩収入	0	0	3,154,204	127,360	4,064,417	23,271,765	3,550,000	412,304,000	78,518,761
繰入金収入	0	0	0	17,538,814	32,058,506	549,214	1,497,000	1,437,000	958,000
その他収入	5,184	794,501	521,065	751,545	4,756,426	26,084,232	583,617	17,163,018	18,426,102
前年度より繰越	0	1,344,925	1,615,500	1,981,100	5,598,847	10,094,532	16,680,927	40,364,680	70,891,611
合計	32,140,243	66,322,177	115,796,818	301,939,454	583,729,253	818,164,103	812,310,761	2,355,662,468	979,448,145
支出の部									
補助等事業費	27,385,059	50,402,751	62,541,336	97,475,814	200,480,506	171,308,864	200,515,950	1,105,227,777	292,594,995
受託事業費	0	0	0	61,382,000	130,760,333	324,064,000	320,651,000	682,728,033	295,517,330
一般事業費	0	0	0	19,295,748	43,855,223	40,105,928	22,163,114	20,660,667	22,432,860
管理費	3,814,201	15,647,855	48,441,042	102,691,306	193,714,509	226,660,435	236,391,506	183,316,790	266,778,128
特定預金繰入支出	787,000	0	2,000,000	18,600,000	8,543,000	48,400,000	14,200,000	320,300,000	43,686,141
その他支出	0	0	2,000,000	321,636	127,596	299,856	5,637,500	2,648,400	0
次年度へ繰越	153,983	271,571	814,440	2,172,950	6,248,086	7,325,020	12,751,691	40,780,801	58,438,691
合計	32,140,243	66,322,177	115,796,818	301,939,454	583,729,253	818,164,103	812,310,761	2,355,662,468	979,448,145

(参考) 基金

年度	33	38	43	48	53	58	63	5	10
日本財団	0	0	400,000,000	900,000,000	1,100,000,000	1,100,000,000	1,100,000,000	1,100,000,000	1,100,000,000
日本海事財団	0	0	300,000,000	300,000,000	300,000,000	530,000,000	530,000,000	530,000,000	530,000,000
合計	0	0	700,000,000	1,200,000,000	1,400,000,000	1,630,000,000	1,630,000,000	1,630,000,000	1,630,000,000

年度	15		19	
	15	19	15	19
収入の部	会費収入	25,045,000	会費収入	22,090,000
	基金運用収入	47,736,695	基金運用収入	62,978,248
	助成金等収入	414,992,000	助成金等収入	391,893,500
	受託事業収入	256,827,169	受託事業収入	201,151,814
	負担金収入	26,699,390	負担金収入	120,026,594
	特定預金取崩収入	54,629,256	投資活動収入	244,579,702
	繰入金収入	833,000	その他収入	711,402
	その他収入	278,431	前年度より繰越	57,993,014
	前年度より繰越	46,402,312		
	合計	873,443,253	合計	1,101,424,274
支出の部	補助等事業費	298,892,891	事業費支出	609,549,408
	受託事業費	256,827,169	管理費支出	211,120,614
	一般事業費	3,927,323	投資活動支出	232,865,828
	管理費	190,799,599	次年度へ繰越	47,888,424
	特定預金繰入支出	72,843,320		
	次年度へ繰越	50,152,951		
	合計	873,443,253	合計	1,101,424,274

(参考) 基金

年度	15	19
日本財団	1,100,000,000	1,100,000,000
日本海事財団	530,000,000	530,000,000
合計	1,630,000,000	1,630,000,000

(注1) 平成15年度及び19年度については、収支計算書の形が変更されている。

(注2) 各項目の内容は、以下のとおりである。

○昭和33年度～平成15年度

- ・助成金等収入……………助成金又は補助金(日本財団、日本海事財団等)
- ・繰入金収入……………基本金の利息収入
- ・その他の収入……………寄付金、雑収入等
- ・補助等事業費……………日本財団助成事業、日本海事財団補助事業等の支出
- ・管理費……………一般管理費の他受託事業管理費を含む
- ・特定預金繰入支出……………退職給与引き当て預金、事業活動準備引き当て預金等への繰入

○平成19年度

- ・投資活動収入……………基本財産取崩、特定預金取崩、投資有価証券売却による収入
- ・事業費支出……………補助等事業、受託事業等への支出
- ・投資活動支出……………基本財産取得、特定資産取得、投資有価証券取得等の支出

(注3) 基金については当該年度までの累計を計上している。

(注4) 日本海事財団は、現在の(財)日本海事センターである。